

監視（防犯）カメラの利用基準について（大綱）

	大 綱	備 考
第 1 目的	<p>防犯カメラの適正な設置及び利用に関し、基本原則及び施策の基本となる事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、<u>区民等の自由と権利利益を保護</u>することを目的とする。</p>	<p>官民を対象とする。 <u>「区民等」とは、区内在住者、区内の事業者・通勤者・通学者、歩行者をいう。</u> 基本原則は、防犯カメラに係るすべての設置者・利用者に適用する。 （定義は第 2 参照）</p>
第 2 定義	<p>防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として（<u>犯罪予防を従たる目的とする場合を含む。</u>）設置されるカメラで、<u>ディスプレイ（映像表示機器）</u>、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。</p> <p>2 設置者とは防犯カメラを特定の場所に継続的に設置するものをいう。</p> <p>3 利用者とは、防犯カメラによって撮影された映像を視聴し、又は録画するものをいう。</p> <p>4 画像とは防犯カメラによって録画した映像のことをいう。</p>	<p>防犯目的に限定する。（学術・研究目的、政治・宗教活動等は対象外）ただし、防犯目的がすべてでなく、一部防犯目的の場合も含む。 有線・無線を問わない</p> <p>移動式のムービーカメラやカメラ付携帯電話は対象外 個人住宅の防犯カメラ・ドアホン、事務所・事業所の建物内の防犯カメラも対象となる。</p> <p>モニターするだけでも利用者に該当する。</p>

	大 綱	備 考
第3 基本原則	防犯カメラの設置者及び利用者は、 <u>区民等</u> がその容ぼうや姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、 <u>防犯カメラの設置、利用及び画像に関し、適正かつ慎重</u> に取扱うよう努めるものとする。	第2の定義規定に該当する防犯カメラに係るすべての設置者、利用者に適用する。 (国、都、警察、個人、事業者すべて)

	大 綱	備 考
第4 防犯カ メラ取扱 者等	<p>設置者又は利用者で次に掲げる者（以下「<u>防犯カメラ取扱者</u>」という。）が、不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園その他の公共の場所に<u>防犯カメラを設置し、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する場合には、規則で定めるところにより、防犯カメラ設置利用基準を定め、これを区長に届け出なければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 杉並区 二 公共機関（国、東京都の機関（捜査機関を含む。）を除く） 三 区内商店会 四 区内町会、自治会 五 <u>その他、公共の場所に準ずるものとして規則で定める一定の基準を超えるものにかかる事業者</u> <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 ・取扱者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・防犯カメラ管理責任者の氏名及び住所 ・防犯カメラ管理責任者の守秘義務 ・防犯カメラの防犯対象区域、設置台数、撮影範囲及び機種 ・<u>防犯対象区域の明示に関する事項</u> ・画像の記録方法、保管場所、保管期間及び廃棄方法に関する事項 ・防犯カメラ及び画像の<u>管理に関する事項</u> ・法令に基づき、画像を設置目的以外の目的に利用し又は提供する場合の<u>手続きに関する事項</u> ・<u>本人が視聴できることに関する事項</u> 	<p>義務規定の適用対象者を「防犯カメラ取扱者」として規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は公共の場所。個人住宅、共同住宅、事務所・事業所等の管理敷地内や建物内等、「公共の場所」以外に設置しているものは対象外 ・設置主体を限定列挙する。金融機関、ホテル、娯楽施設、コンビニなど場所は「公共の場所」に該当することとするが、<u>規則で定める一定の基準（店舗は売場面積、興行場は座席数など）を超える店舗、興行場等の事業者のみを義務規定の対象とする。</u> ・鉄道事業者がその敷地内の駅前広場にカメラを設置し、録画する場合は該当する。 <p>モニターするだけで録画をしなければ防犯カメラ取扱者には該当しない。</p> <p>規則事項上、「設置場所」を削除</p> <p>規則事項上、明示は「設置場所」ではなく、「防犯対象区域」とする。</p> <p>義務の内容は「届け出」とし、許可制とはしない。</p>

	大 綱	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理に関する事項 ・ その他、管理及び利用に関する事項 <p>2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>3 防犯カメラ取扱者は、当該防犯カメラの管理及び利用を防犯対象区域ごとに適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、防犯カメラ取扱者が自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。</p>	
<p>第5 義務規定</p>	<p>防犯カメラ取扱者及び防犯カメラ管理責任者(以下「防犯カメラ取扱者等」という。)は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 防犯カメラ管理責任者 二 <u>防犯カメラを設置している旨</u> 三 その他規則で定める事項 <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間(期間限定の場合) ・ <u>連絡先等</u> <p>2 防犯カメラ取扱者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。</p> <p>3 防犯カメラ取扱者等は、原則として画像を公開してはならない。本人の同意がある場合または法令に規定がある場合を除き、</p>	<p>1 項中、「設置場所」を削除。</p> <p>1 項の規則事項中、「故障時の表示」を削除。</p>

	大 綱	備 考
	<p>画像を設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。</p> <p>4 防犯カメラ取扱者等は、<u>画像の保管にあたっては、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 防犯カメラ取扱者等は、<u>画像の漏えい又は盗難の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 防犯カメラ取扱者等は、<u>画像を本人が視聴できるよう配慮しなければならない。</u>また、苦情に適切かつ迅速に対応しなければならない。</p>	
<p>第6 実効確 保策</p>	<p>区長は、必要な限度において、防犯カメラ取扱者等に対し、防犯カメラの設置又は利用の状況について、報告させることができる。</p> <p>2 区長は、第4の届出の内容及び前項の報告により、防犯カメラ取扱者等が第4及び第5の規定に著しく反しているとき、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。</p> <p>3 区長は、防犯カメラ取扱者等が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。<u>ただし、区長は必要があると認めるときは、勧告を行わずに公表することができる。</u></p>	<p>原則、勧告前置とする。</p>

	大 綱	備 考
第7 苦情等 の申立て	<p>区民等は防犯カメラの設置及び利用について、意見、要望、苦情等を区長に申し立てることができる。</p> <p>2 区長は、防犯カメラの設置及び利用に関し、設置者、利用者と本人との間に生じた前項の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の意見、要望、苦情等について必要があると認めるときは 委員会の意見を聴くことができる。</p>	<p>苦情対応を区が責任をもって行うとしても、対応しきれない場合も多々、生ずる可能性もある。第三者機関を新設するのではなく、既存の機関を活用する方向で検討。</p>